

高知県無電柱化推進計画（案）

令和3年6月

高知県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく高知県無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 高知県における無電柱化の現状

本県では、関係者の協力の下、電線共同溝方式や要請者負担方式により令和2年現在、県管理道路において約3.3kmの無電柱化が完了している。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により本県の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心なくらしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取り組みを進める。

① 防災

人口集中地区（DID）内の、一般国道56号や県道桂浜はりまや線等の第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や市の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、人口集中地区（DID）内にある防災拠点とのアクセス道路及び緊急輸送道路についても、無電柱化を推進する。



図1-1 県道 桂浜はりまや線



図1-2 県道 梅ノ辻朝倉線

② 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。

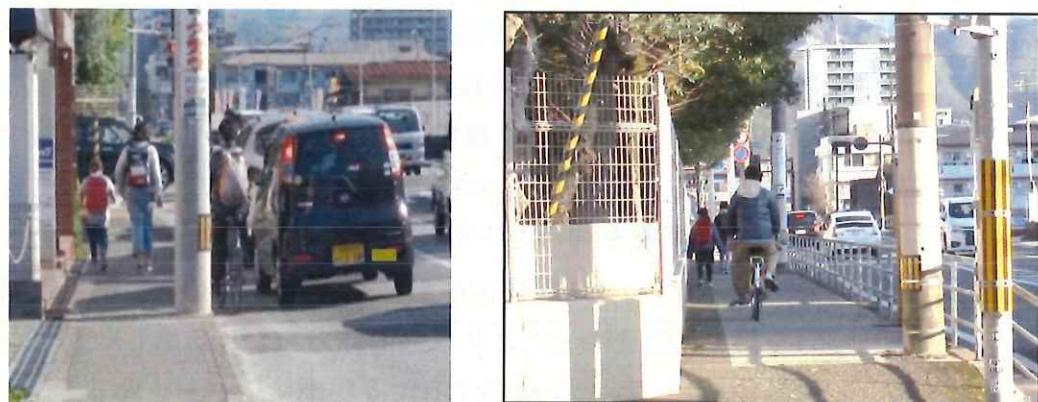


図 1-3 県道 後免中島高知線

③ 景観形成・観光振興

重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持 及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際は、当該道路事業等の実施状況をふまえつつ、無電柱化を推進する。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度までに、別紙記載の箇所について、無電柱化事業の着手を目標とする。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

③ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。

④ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。また、県は無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うこと

もに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用の検討を進める。

2) 占用制度の運用

国が、防災の観点から緊急輸送道路において実施しており、本県では、新設電柱の占用を制限する措置について、令和2年4月より一部の緊急輸送道路において実施している。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施について、国の動向を踏まえ検討する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び学識経験者等からなる四国地区無電柱化協議会高知地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体的な無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

県及び市町村の管理する道路において、地下埋設を伴う無電柱化事業が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所と

して、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

別紙 現在実施(予定)箇所位置図

R3. 9現在

